

○事務局 A

資料 1、資料 2、資料 3 に基づき説明を行う。

○会長

事務局からの説明が終わりました。前回の会議で出された皆さんの意見を基に、事務局が用意し、事前に送付してもらったものです。これらの資料から、本市における障害福祉について、前回に引き続きご意見をいただきたいと思います。

○A 委員

資料 3 の市内事業所数がゼロの保育所等訪問支援及び自立訓練については、今後事業所が増える見込みはあるのでしょうか。また、短期入所を利用できる障害範囲を教えてください。

○事務局 B

まず、保育所等訪問支援は、児童福祉法が改正され、支給決定機関が東京都から市区町村に移管された時期から始まったサービスであり、近隣市では清瀬市と所沢市に事業所が 1 ヶ所ずつあるだけです。事業内容ですが、保育所だけではなく特別支援学校や特別支援学級等に専門支援員が訪問し、本人の療育に必要な支援を本人のみならず学校側にも行う制度です。

次に、短期入所の障害範囲は、医療的ケアの必要な方は病院に併設されている事業所等を利用されていますが、その他の身体障害や知的障害等のある方が利用する事業所は、主たる対象者を定めている場合もありますが、障害特性に関わらず、利用者の状況に応じた受け入れを行っている事業所が増えつつあります。

○A 委員

障害種別が違う方を同一の施設で対応しているのでしょうか。

○事務局 B

先日見学をした事業所では、1 階と 2 階を短期入所の場所としていましたが、主に 1 階はバリアフリーに配慮したつくりで身体障害のある方が利用し、2 階は知的障害のある方が利用しますが、知的障害の方でも障害状況に応じて 1 階を利用することがあるようです。

○事務局 C

自立訓練の事業所数についてですが、前回配布した資料 3 をご覧ください。都内の整備状況では 26 市中の約半数しかありません。各市に自立訓練の事業所が必ず必要かどうかということもありますが、本市は就労継続支援 B 型や就労移行支援の事業所が多いので、今後は事業形態を変えていく事業所も現れるのかなと勝手に推測していますが、今のところ本市には自立訓練に特化した施設はありません。

本協議会において、東村山にはどのような事業が必要かという議論をいただければと思います。

○会長

本市には自立訓練を利用する方が 19 名いますが、どこの事業所を多く利用されているのでしょうか。

○事務局 C

障害種別ですと、精神障害のある方を対象とした事業所の利用が一番多かったと記憶しています。具体的には、立川市にありますアルコール等の依存症がある方を対象とした施設の利用が目立っています。

○A 委員

発達障害のある方が、社会に出る時にとっても困っています。就労相談の機関に行かれているのですが、上手くいきません。本人が自分の障害に気付くのが遅いです

から、社会に出る場面になってから、自分は人と上手くつきあえないと自覚して、相談場所や就職先を探すことに困っています。私の知っている方には、新宿区の施設をたまたま存じ上げていたので紹介したのですが、近隣市に無い分、当市にあると良いよねと相談員同士で話しているところです。本当に苦しまれていて可哀想です。結果として引きこもってしまうのではないかと、ひとりの相談支援者としての限界を感じて、複雑な思いをします。

○事務局 C

発達障害に関しては、成人から相談があった場合、知的障害も無く、また療育という年齢でもないため、作業所に通所するのが良いのか、どのような支援が一番良いのかと正直悩んでいます。すでにお勤めされていて、職場になじめないことで困っている方は、障害者就労支援室に相談に行かれている場合もあります。

今週火曜日に、都内の発達障害者支援センターさんが、当市を訪問されましたので、成人に対する支援のあり方について、意見を交わしたところです。やはり児童に関しては、児童福祉法に基づく療育に関したサービスがあるものの、成人に関しては、専門のプログラムを提供しながら、全体で考えていかなければならないというお話がありました。一自治体だけではなく、国全体で障害特性に応じた支援を、考えなくてはならないと思います。

○会長

保育所等訪問支援については、平成 24 年くらいの都道府県の課長会で大々的に取り上げられたと思いますが、都からは市に対して、事業所の設置を促すような話はあるのでしょうか。

○事務局 C

保育園等にそういった支援員を派遣することは、対象児のみならず保育園等の先生を含めた支援につながるので、今後事業所を少しずつ増やしていくことを、広域で考える必要があるという話があったと記憶しています。

○会長

学校単位では専門家がいますが、学級単位では、指導の難しさを感じています。保育所以外にも学級・学校に支援員が派遣されるのであれば、上手く制度を活用していけるようになれば良いと思います。学校としては、できる限り学級への支援を行っています。法に基づく制度があると非常にありがたいと思います。

○事務局 C

保育所等訪問支援は、近隣では、清瀬市の日本社会事業大学が行っています。保育園関係は子ども家庭部の所管になりますので、連携をしっかりとっていかなければならないと思っています。

○A 委員

日本社会事業大学の保育所訪問支援ですが、利用する前提として、同大学の子ども学園の利用者ですから、そういった意味で、利用の難しさがあります。

○会長

市内での事業所開設を望む意見があるのかなと思います。

○事務局 C

市が支給決定をしても派遣できる事業所が少ないものですから、事業所をどのように増やすかが課題です。専門知識や経験がある職員が必須であり、経営的にも厳しいことが予想されますので、そう簡単に事業所は増えないと思います。

○B 委員

手帳を所持する前に保育園生活を送る中で、徐々に先生達が支援の必要性に気づ

くことがあります。どう支援して発達を支えていくかは、関係機関が相互に連絡を取り対応する必要がありますので、引き続き相互連携についてお願いしたいと思います。

○会長

資料 3 に集中してお話がありましたが、他にありませんか。

○C 委員

高次脳機能障害のある方の相談支援をしている中で、皆さんの意見を伺いたいことがあります。例として、介護保険制度が適用されない 40 歳未満で脳血管疾患により倒れた方の場合、治療後に身体に麻痺が残りリハビリ等を医療機関で行って退院しますが、まだリハビリ等が必要な場合は、障害福祉サービスの機能訓練が最長 2 年間利用できるのですが、利用期間終了後、もう少し訓練が必要な状態であっても適したサービスが無くて困っています。このため、家に閉じこもり気味になってしまいます。

今支援している 40 歳代の方の場合、会社経営をしている方ですが、やはり注意力等にまだ課題があり、本人もなんとなく気づいているためイライラしやすい。今現在あるサービスで考えられるのは、生活訓練や高齢者のデイサービスですが、本人の要望やプライドもあり、先ほど挙げたサービスは嫌がっていて、行き場が無い状態になっています。同じような状況下にある方を何人か知っていますが、就労継続支援や就労移行支援を利用する段階ではないため、どうしたら良いのか悩んでいるところです。

○会長

東村山市内だけのことではないと思いますが、市内に同じような方は何人かいらっしゃるのではと思いますが、対応する支援策は何かあるのでしょうか。

○事務局 D

発病後いろいろな制度の利用が終わった後の次のステップアップですが、送迎付きの就労継続支援 B 型を利用される方もいますが、今伺ったその方は本人の障害理解と受容の面でも本当に難しいケースです。自身で起業された方なので経営に携わりたいけれどもできないし、かといって福祉的な就労には満足できないため、関係者と協議をしましたが、高次脳機能障害の特性から、難しいところがあります。

○会長

これといった解決方法が無いというのが結論ですね。やはり若いですからプライドもあって、本人が納得できるような通所先を見いだすのは難しいのかもしれませんが。とても難しい問題で、すぐに結論が出そうにはないですね。

○事務局 C

高次脳機能障害の関係では、近隣市と協議会を設置して取組んでいますので、補足説明をさせます。

○事務局 D

平成 22 年に清瀬、東久留米、西東京、小平、東村山の 5 市と医療機関等が協力して、多摩北部地域高次脳機能障害ネットワーク協議会を立ち上げ、主に職員のスキルアップを目的に事例検討や、高次脳機能障害の啓発のため市民交流事業を開催しています。平成 28 年 1 月 16 日に、同協議会主催の市民交流事業が予定されており、D 委員もパネリストとして出席予定です。

○D 委員

今回の市民交流事業は、第 1 部が講演会、第 2 部が当事者の方と支援者の対談、第 3 部が家族会からのお話の 3 部構成の予定です。東村山市障害者就労支援室が支

援に携わっていたため、出席することになりました。当日は、本人や家族から訓練機関でのプログラムを受講し就職した体験談や、幼い頃の受傷からの苦悩、また支援者の話も織り交ぜながら行う予定です。皆さんよろしければ、足を運んでいただけたらと思います。

○事務局 C

今年は西東京市で開催します。毎年各市が輪番で当事者からの見地や著名な医師等から講演をいただきながら、啓発だけではなく、関係機関も含めて勉強を進めている状況です。始まって6年目で、ようやく各市が輪番で一巡したところですので、今後の協議によって、徐々にネットワークが強まるのかと思います。

○会長

その他ありませんか。

○C 委員

今回は精神障害のある方の短期入所について、皆さんの意見を伺いたいことがあります。短期入所、精神疾患の病状には波があり、家では病状的にちょっとつらい、でも病院に入院する程ではない、どこか休める場所はないかという相談をよく受けます。今、利用できる施設は、練馬区にある病院が行っている施設か、多摩市にある多摩総合保健福祉センターくらいで、東村山市からは遠い場所にあり、場合により送迎が必要となります。利用には事前の面接と内部会議があり、利用可になるまでに数段階の手順を踏まなければなりません。しかしながら、本人はどこかで休息したいので助けてくださいと急に来所されるので、我々相談員は少し落ち着きましようよと諭す対応しかできないのです。市内や近隣で、精神障害のある方を対象とした短期入所や休息できる場所があれば、環境が変わり落ち着く方もいらっしゃるから、対応していただける施設があれば良いなと思っています。対応できる施設をご存じの委員さんがいらっしゃれば、ぜひ教えてほしいところです。

○E 委員

私の所属する社会福祉法人では、救護施設を運営しています。生活保護を受給している方は、援護の実施機関が発行する受給者証があれば、生活保護を受給していない方でも、1泊1,200円と食事代等の実費をご負担いただければ、宿泊していただくことが可能です。この一時入所については、法人の社会貢献として行っています。既に生活保護を受給していない方を受け入れた実績もありますので、一度ご相談いただけたらと思います。

○C 委員

利用するには、事前に面接等が必要ですよ。

○E 委員

事前に面接をお願いしたいのですが、緊急の場合であれば、その場で面接をさせていただく場合もありました。全て大丈夫ですとは言えない部分もありますが、まずはご相談ください。

○A 委員

知的障害のある方も対象でしょうか。

○E 委員

救護施設は、障害福祉サービスではないので、障害種別という区分はありません。強いて言うなら、障害がある方でも引き受ける施設です。

○F 委員

社会福祉法人さんの独自事業ですよ。

○E 委員

一応制度に則ってはいますが、採算を度外視して、法人が独自に実施しています。

○C 委員

情報提供ありがとうございました。とても有益な情報でした。

○事務局 D

多摩総合保健福祉センターについては、家族と少し距離を置きたい方が利用できる部屋が 10 室ほどあります。自身で身の回りのことが出来る方であれば、対象となります。市内では、グループホームみのり荘も同様に、お部屋の一室を提供しています。

○会長

他にありますか。

○D 委員

発達障害のある方の話になりますが、特別支援学校等を卒業されたのではなく、普通高校を経て専門学校や大学を卒業したけれど、家に閉じこもっている方がおり、何人かで支援しています。具体的な支援内容としては、働くにあたってどんな困難が生じるのか、就労移行支援事業を利用してトレーニングしないと、その方の職業上の困難さがなかなか分かりません。職業訓練としては、就労移行支援が一番妥当だと思っています。ただ、職業訓練だけでは、なかなかその方の生活力や心理的なサポートまでできませんので、障害者就労支援室で社会生活技能訓練や集団認知行動療法やワークショップ等を行っています。就職を支援するには、福祉だけでは足りず、療育・医療等も関わって連携していかなければ、なかなか難しいなと思っています。日頃の支援経験の中で強く思っていたので、発言させていただきました。

○会長

発達障害のある方の就労支援についてお話をいただきました。ちなみにその方は、知的障害は無い方ですか。

○D 委員

非常に凸凹があります。本人にどんな特徴があるのかを障害者職業センターで職業群評価を受けたり、当支援室でマクワリ式ワークサンプルを行って、自分の特徴を知ってもらうことを薦めています。

○A 委員

D 委員の言われたタイプの方が、大学を卒業しても就労が定着せず、収入に結びつきません。当市の産業と結びついて、障害のある方が配慮を少し受けながら仕事をさせてもらえる所があると良いなと常日頃から思っています。この協議会の中だけではなく、ほかの産業の方とも連携の取れるような動きができれば、本当の意味での自立支援だと思います。彼らは働きたいと思っていますが、社会から受け入れてもらえないと感じて、自分への印象がものすごく悪化し、気持ちが余計しぼむのです。

○会長

東京都庁では、障害のある方を雇用したり、働くきっかけを設けるため、チャレンジ雇用を行っていますよね。

○A 委員

自治体によっては、行政事務で郵便物の仕分け等庶務をできる場所を作って、いろいろなお仕事の体験レッスンをしてくださるだけではなく、お給料を少しではありますが支給してくれる自治体もあります。

○D 委員

国立市は雇用してくれますし、小平市は作業のレベルに応じて少額ですがお金を

支給しています。

○A 委員

そういう取り組みが、各市であると良いですね。

○事務局 C

当市の場合ですと、障害者就労支援室を経由して、中央図書館で実習を受け入れています。何でも行政が用意するのではなく、当市内には施設がたくさんあるため、上手く活用できないのかと思案しています。

○D 委員

東村山福祉ネットワークという有志の集まりがあります。そこで、地域の老人福祉施設等で、障害のある方の雇用開拓が出来ないかという議論もありました。障害者就労支援室の地域開拓促進コーディネーターが動いて、施設内やベランダの鉢に水やりをするアルバイトですが、最低賃金を確保して月 2 回、1 回 2 時間の労働を開拓しています。また、週 3 回程度ですが、食事後の下膳の仕事を開拓しています。どれも、障害者雇用率には換算されませんが、勤務時間の少ない雇用であっても、活躍できる方もいますので、職場開拓に努めているところです。

○A 委員

東村山福祉ネットワークで取り組み始めて、もう 10 年ほどになっていると思います。介護施設だけでなく、もっと広がっていけば良いのですが。

○E 委員

生活困窮者支援法が施行されて、企業等で中間就労という場が設けられるようになりました。最低賃金が基本ですが、場合によっては最低賃金でなくても良いとされています。行政だけで受け入れるのでは無理がありますので、企業に PR して広く認知されていけば良いなと思います。

○D 委員

商工会でも実習をさせていただいていますが、なかなか障害者を常勤雇用できるお店は少ないようです。繁忙期だけでも短期間のアルバイト先の確保について、商工会と障害者就労支援室が連携していけば、職場を開拓できるのではないかと思います。

○会長

東村山市内には、就労継続支援 B 型の施設が他市に比べてとても充実していると思います。そういう長所を上手く活用して欲しいという思いもあります。

○A 委員

1 つの事業所で仕事を探すことは困難なので、例えば、商工会から新しいお店が開店するから、お手伝いできる方の募集ができるシステムがあったらすごく楽なのにと思いました。福祉ネットワークは、市内の全施設が集うネットワークではなく、あくまでも任意団体で有志の集まりです。ですから公的な色はありませんから、認知度も低い部分もあります。でも、すごく革新的ないいアイデアを持って動いているのですが、もう少し全体のものにできるような動きがあったら、ハンディキャップを持っている方が、市民の中で一緒に生活できる力を付けられるという感じがします。

就労継続支援 B 型の事業所には、本来なら生活介護がふさわしい方も通所しています。ただ、社会性は持っているもので、それなりの仕事をこなしています。その方が高齢になられて、これからの課題になると思います。昔からある就労継続支援 B 型の事業所には、発達障害のある方の受け入れを相談すると、対応に自信がないと言われることがあります。正直、就労継続支援 B 型の事業所に支援をお願いするの

は、難しいと思うことが多くあります。

○事務局 C

市内にこれだけの施設があつて各法人もバラエティに富んでいるから、本当は事業形態を少しずつ変えていきながら、就労継続支援B型から就労移行支援等に変わったりできる柔軟性があると、素晴らしいなと思っています。

○A 委員

事業所の棲み分けみたいなものですね。

○事務局 C

利用者の年齢が上がってくれば、支援の仕方も変わってくるでしょうし、若い方が通所していた施設が、いつの間にか中高年になったり、昔から高齢の方だと、更に高齢になっているわけですから、作業よりは生活の見守りが中心になってしまったりすることもあります。これだけの社会資源があるので、難病のある方や高次脳機能障害のある方等にも対応できる作業所として対応していただくことが出来れば、新しい施設を作らなくても良いと思っています。

○A 委員

今のようなお話は、就労支援部会で意見交換されているのでしょうか。

○事務局 C

就労支援部会では、これまで特別支援学校を卒業される方のアセスメントを中心として議論されてきました。本日のお話を部会長が報告等をされると思いますが、商工会の話やふるさとハローワークが東村山市内に設置されますので、今後の展開が変わってくると思われます。

○会長

例えば、就労継続支援B型から移行支援のサービスに移行するようなシステムは、何かあるのですか。

○E 委員

その方にもよりますが、就労移行支援を利用し始めてみると、まだ就労は少し難しい場合もあります。この時には、就労継続支援B型に移っていただいて、軽作業から徐々に進めて、気力や体力を養っていき、一定程度の力が付いたら、就労に向けてもう一度、就労移行支援に戻っていただく場合もありますし、最初は就労継続支援B型の訓練から始めて、一定程度の適性が養われたら、就労移行支援に移る場合もあります。このことは、私どもの事業所が就労移行支援と就労継続支援B型事業所の両方の指定を受けているため、スムーズに事業所内で解決できる理由になっています。どちらか1つの事業所では、他の事業所との協力体制を構築していません。となかなかできません。また、障害特性等で作業が合う・合わないがありますので、その方に適した環境を提供するためにも、同じサービスの事業所間であっても連携が必要です。

○D 委員

障害者就労支援室の利用登録者の中にも、就労継続支援B型はそろそろ卒業して就労移行支援に移りたいと相談される方は、時々いらっしゃいます。

○会長

そういう時は、どういう手順をふまれるのですか。

○E 委員

受け入れをしてくれる事業所にもよりますが、就労継続支援B型に在籍をしながら、1週間から2週間程度、就労移行支援と同じ訓練や作業の実習を受けることになります。私どもの事業所ですと、1ヶ月程度実習をして判断しています。

○副会長

確認ですが、市内に新しい生活介護の事業所が開設されましたが、資料1に掲載されていないようです。

○事務局 A

市内に9月1日付で、知的障害のある方を対象とした生活介護の事業所が開設されました。今回用意しました資料は、作成基準日を4月1日としたことから、掲載されていません。

○副会長

短期入所と東京都認定短期入所の制度的な違いを説明してください。

○事務局 A

資料1の3枚目をご覧ください。短期入所を実施している施設が市内で6ヶ所ありますが、どの施設も障害者総合支援法の障害福祉サービスです。短期入所を利用するためには、障害支援区分が必要であり、市から支給決定を受け、利用時には受給者証を施設に提出する必要があります。

次に、東京都認定短期入所は、支援費制度以前からの制度で、都が定めた要綱に基づき施設が認定されます。障害支援区分や受給者証は必要ありません。調査票に基づいて施設職員と面談をして決定しているところです。当市には、幸いにも2ヶ所ありますが、他市では無い所もあります。

○副会長

皆さんの意見等を聞かせていただいて、この協議会自体がいろんな形で取り組んでいかなければいけないなと感じたところです。委員の皆さんが支援をしていると、関係者や親御さんから、就労の場やグループホーム、居宅介護系の事業所が増えたら良いとお聞きすることが多いと思います。行政に求めるだけでなく、各事業所が工夫をしながらやっていかななくてはいけないと感じています。

人材の分野では、質を高めることや人数の確保等に、どの事業所も困っていると思います。資料を見ると市内には多くの施設があり、1,000人くらいでしょうか、かなりの職員がいるはずですが、私が所属している障害者施設の隣に、違う障害者施設があります。支援する障害の種別は違っていても、何かあったら相互に協力しています。出来る範囲から、自分達で協力していかなければいけないと思っているのですが、協力体制の確保というところを、この障害者自立支援協議会や他の方達と情報交換しながら、確立していけないといけないと思っています。情報交換も当然必要ですし、足りなければ足りないなりに連携して、今まで以上の質が高いサービスを提供できなければいけないなと思っていますところなのです。いろいろなお話をいただいたので、考えながらやっていければなと思った次第です。

○会長

いろいろとご意見をいただいてきましたが、本日は、これにて終わりにしたいと思います。次回の定例会で把握したい内容がありましたら、意見をお願いします。

(発言する者なし)

○会長

それでは、次回も、配布された資料を基に、更にご協議いただければと思います。次に進みます。

(2) 研修会の実施について・・・【資料4、資料5】

○会長

協議（報告）事項の（２）研修会の実施についてを、議題とします。事務局から資料の説明をお願いします。

○事務局 A

資料 4、資料 5 に基づき説明を行う。

○会長

事務局からの説明が終わりました。日本社会事業大学の岸野非常勤講師による講演と、事例検討とする事務局案ですが、何かご意見等ありますか。

（発言する者なし）

○会長

それでは、今後、運営会議にて詰めていただくこととして、研修会の実施については、案のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

（発言する者なし）

○会長

異議なしと認めます。研修会の実施については、以上のとおり決定いたしました。周知については、リーフレットが確定しましたら、委員皆様のご協力をお願いするかもしれないので、よろしくをお願いします。次に進みます。

（３）専門部会の活動内容の報告について・・・【資料 6】

○会長

協議事項の（３）専門部会の活動内容の報告についてを、議題とします。最初に相談支援部会長から報告をお願いします。

○相談支援部会長

平成 27 年 5 月 15 日の第 1 回定例会以後の活動内容について、報告いたします。相談支援部会は、毎月第 3 木曜日の午前中に開催しており、これまで計 6 回開催しています。

活動内容ですが、4 月の第 1 回の部会で、障害のある方のライフステージに応じた支援をしていく上で、介護保険との連携の必要性が挙げられており、ケアマネジャーの集まり等で、お互いを知り、顔の繋がった関係づくりを目指していきたいと集約されております。また前回の定例会においても、この介護保険制度へのサービス移行についてご意見をいただいたことから、この間、介護保険制度についての基礎知識の習得や、10 月には居宅介護事業所と交流を図ったところです。ケアマネジャーとの連携については、市内の地域包括支援センターと交流をするべく、現在、日程を調整中です。

事例検討は毎回実施していましたが、9 月の部会をもって一旦休止し、相談支援事業所と一般相談支援事業所の関わり方について、意見交換を始めたところです。

最後に、サービス等利用計画の達成率について報告します。前回の定例会では、27 年 3 月までの達成率を報告しました。27 年 6 月までの達成率に関する資料が、お手元の資料 6 になります。

徐々に達成率が伸びてきているとはいえ、成人では約 200 名、児童では約 30 名の方々が、我々の作成するサービス等利用計画を新規で必要としている状況です。

○会長

ありがとうございました。何かご意見等ありますか。

○E 委員

意見ではありませんが、当事業所が今、一番困っていることをお話しします。今年 4 月に特定相談支援事業所を開設して、10 月位までに契約ができた方は 20 数名

で、実績数として少ない状況です。相談支援部会長の報告では、200名の方の計画がまだ出来ていない状況があるようですが、担当者とグループホームや病院等にも開設の挨拶等をしてはいますが、なかなか契約数の増に繋がっていません。また、当事業所は、専任の職員を配置して実施しており、経営的にも厳しい状況です。この事業では黒字にはならないことは理解していますが、現実的にサービス等利用計画を作成したくても、なかなか契約に至らないところがジレンマです。実際、他の事業所と利用者さんの希望等に合わせて、計画を作成する事業所の変更調整を行っていますが、まだ余力が残っていますので、地区的には東大和、小平に近いため、そちら方面にもアナウンスしている状況です。今後は、事業所の移管ということも出てくると思います。

○相談支援部会長

これからは、各事業所において、E委員がお話しされた問題が出てくると考えています。今までは、サービス等利用計画を作成することに主眼が置かれたり、作成の担い手である事業所が増えてきた状況がありました。極端な言い方をすると、そろそろ飽和状態になってきていて、各事業所による奪い合いになってくる状況がでてくる恐れもあります。

○E委員

事業所の開設時は、それだけ需要がある見込みだったのですが、正直戸惑っている部分があります。

○事務局 B

補足説明をします。資料6には成人と児童どちらの計画も100%の達成率になっている市がありますが、支給期限を一旦26年度末までに一律して調整をしたためです。

当市は、平成25年8月頃から、徐々に計画の作成が始まりましたが、27年度以降にサービスの新規や更新手続きの際に、必ず本計画の提出を求めていますので、今後100%に達する予定です。

○会長

ありがとうございます。他にご意見ありますか。

(発言する者なし)

○会長

それでは、相談支援部会の活動内容の報告は、以上とします。次に、就労支援部会の活動内容の報告について、就労支援部会長から報告をお願いします。

○就労支援部会長

平成27年5月15日の第1回定例会以後の活動内容について、報告いたします。これまで計3回開催しています。

6月から、就労や就労を継続していく上での諸課題について意見交換を行っています。委員からは、障害のある方の就職者数が増えてきている状況があり、就業を維持していくための支援である定着支援が、今後の課題であるとの意見がありました。具体的には、特別支援学校を卒業する知的障害者のうち、約5割が企業就労するようになり、学校としても職場定着支援に重点を置かなければならない状況となり、一部の学校で職場定着支援専門の教員が配置され始めている状況があること、東村山市障害者就労支援室においても、就労者数が増えているため、必然的に定着支援をしていく対象者数が増大している状況があることがあげられました。また、平成30年より法定雇用率の算定基礎に精神障害者も加えられることとなったため、今後も企業就労は伸びていくものと考えられます。この課題に対しては、各委員か

ら、東村山市障害者就労支援室の体制の充実がとても重要であると意見が出されたところでは。

市内に早期職業トレーニングを目的とした放課後等デイサービスの事業所が 11 月に開設されることから、今回の部会では施設見学をする予定です。

○会長

ありがとうございました。何かご意見等ありますか。

○副会長

次年度の特別支援学校卒業生の進路の関係ですが、就労継続支援 B 型を利用する際のアセスメントについて説明をお願いします。また、就労継続支援 B 型の定員は足りているのでしょうか。就労継続支援 B 型のサービスを提供している事業所でもありますので、気になっています。

○事務局 B

次年度の卒業生である、現在高等部 2 年生の進路ですが、現在は進路先の見学や実習中ですので、具体的な把握は、学校側からリストが提出されていないためできていませんが、ここ数年の状況としては、就労支援部会長の報告のとおり、企業就労して欲しいという親御さんの希望やご本人の希望が多いことを聞いています。また就労継続支援 B 型のアセスメントは、本市としては昨年度から実施していますが、全国的に今年度から本格的に始まりましたので、現在、その方に合った障害福祉サービスに繋がっているところです。昨年度と同様に今年度の対象者は 6 名おり、既に 1 名は終了していますので、残り 5 名は、来年 1 月下旬から 2 月上旬にアセスメントを行えるよう、事業所や学校と調整中です。

○E 委員

当事業所では就労移行支援のサービスも提供しているので、若干の補足をします。東村山市では、学業との兼ね合いもありますので、基本的に 3 日間の日程で作業能力の評価等を行っています。先日、東大和市にお住いの特別支援学校の生徒さんのアセスメントを 3 日間の日程で行いました。このように就労継続支援 B 型を利用するためのアセスメントは各市で行われています。現実には、各特別支援学校からも次年度に向けたアセスメントについて、当事業所でお願いしたいと何件か依頼がきています。毎年このくらい的人数であれば引き受けられるという情報を各特別支援学校にお伝えしながら連携を取っている状況です。

○副会長

実際、市内では就労継続支援 B 型の新規利用者は、いないのですか。

○事務局 B

昨年度は 6 名が卒後の進路に就労継続支援 B 型を希望されて就労移行支援事業所でアセスメントを受け、この 6 名は 4 月 1 日以降に就労継続支援 B 型を利用しています。今年度の卒業生のうち 6 名は、就労継続支援 B 型を希望していると伺っていますが、今は実習中ということもあり、学校からは親御さんの最終意思決定を聞いておりませんので、実習状況等により、就労移行支援を希望される場合があります。

○E 委員

実態で言うと、学校の実習やアセスメントを行う際に、ある程度の卒後の進路を想定したり、地元に近い作業所や企業を希望して実習等に臨まれているようです。

○事務局 C

E 委員の事業所は地理的に他市に接している関係もあり、就労移行支援事業所が無い自治体から、他市の方が利用されることも多いのでしょうか。

○E 委員

そのこともありますし、他市の自立支援協議会の就労に関する会議に当事業所の職員が出席しているのです、その関係もあると思います。

○会長

就労継続支援B型を卒後の進路とする割合ですが、平均で企業就労の割合が約3割、残りの約7割が生活介護や就労継続支援等と聞いています。清瀬特別支援学校の場合は、東村山福祉園に入所されている方も通学していますので、約5割の方が就労継続支援B型になるのかなと思います。300名の生徒がいて東村山市民は半分くらいです。学年で割ると10数名在籍していて、そのうちの5割といたら、概ね5~6名が就労継続支援B型という数値になるのかなと思います。

○会長

他にありますか。

(発言する者なし)

○会長

それでは、就労支援部会の活動内容の報告は、以上とします。次に進みます。

(4) その他

○会長

協議事項の(4) その他です。皆さんから何かありますか。

(発言する者なし)

○会長

無いようでしたら、次に進みます。

3. 情報交換

○会長

次第の3、情報交換です。自立支援協議会の目的の一つとして、関係機関との情報共有・交換があります。毎回、意見交換を時間の許す限り行っているところです。前回の定例会同様、各委員さんから、日頃感じている事や意見の交換を行いたいと思います。最初に、F委員さんから、お話しがあると事前に伺っておりますので、F委員さん、よろしくお願いします。

○F委員

お手元に障害者週間・福祉のつどいのリーフレットがございます。この催しは、障害当事者、障害者関係施設、一般市民の方も入りながら実行委員会を組織して32回目の開催を迎えます。当日は、音声と音声ガイドの日本語字幕が入った映画の上映を予定しており、視覚・聴覚に障害のある方も楽しめます。また各施設の展示コーナーのほか、ワークショップとして、自閉症への理解を深めるためのブルーライトの行燈作りもありますので、是非ともお越しいただければと思います。なお、共催は東村山市と東村山市社会福祉協議会です。

○会長

その他ありませんか。

(発言する者なし)

○会長

次回も意見交換の場を予定していますので、事前に事務局へお伝えいただければと存じます。最後に、事務局から何かありますか。

○事務局 A

2点あります。1点目は次回の定例会の日程です。研修会終了後の2月下旬以降を

予定しております。日程調整のうえ、後日改めて連絡いたします。

2点目は、次回の定例会の議題です。今年度最後の定例会ですので、平成28年度の当協議会の進め方を議題の1つにしたいと考えています。

前年度と同様に、次回会議までに委員の皆様へ、次年度のテーマについて、調査票を送ることも考えておりますが、年3回開催の会議で、毎年テーマを変えていくのもどうかと考えています。次回の定例会で正式にご協議をいただくものと思いますが、調査票を事前送付して集約する手間も考えると、あらかじめこの場でご意見をいただきたいと思います。

○会長

事務局から説明があったとおり、本日意見交換した、東村山市における障害福祉の現状の把握と課題の共有については、各委員さんからいろいろな意見等をいただいたところですが、本日の状況からすると、来年度も引き続いて、現状の把握と課題を共有し、さらに整理していく必要があるのかなと私は思っていますが、皆さんいかがですか。

(発言する者なし)

○会長

特にご意見が無ければ、事前の調査表はお送りせず、次回の定例会で正式にテーマを決めていきたいと思います。

○副会長

この1年間、形が無いところから本協議会を立ち上げたので、試行錯誤するところもあったかと思えます。協議の中で、様々な意見が出はじめた所と思えます。

私は当初から、人材育成のことをずっと考えていましたので、やはり、支援者の方々が話し合う機会が多くあったほうが良いと思っていて、今回の研修内容が、現場の支援者の意見交換の場となることは良いなと思いました。相談支援部会と就労支援部会ができていますが、違った部会があっても良いのかなとも思っています。

この会議体とは違う集まりで、グループホームの世話人が集まり意見交換のできる場が欲しいという話も出ています。先ほど、他の委員の発言にもありましたが、私的に集まっても上手く機能しないことも多く、公の会議体という権威があれば、施設側も職員を参加させやすくなります。地域に必要な組織をバックアップし、課題が少しでも減ったら良いなと考えていますので、障害者自立支援協議会自体の組織作りを具体的に進めることができたらと思っています。

○会長

今ありました副会長からの意見ですが、事務局としてはどうですか。

○事務局 C

1月下旬あたりに運営会議を開催したいと思っております。運営会議には、部長さんが参加していますので、本日いただいた意見や課題について協議しまして、次回の第3回定例会で一定の整理をさせていただきたいと存じます。

○会長

その他にも意見がある委員さんは、年内に事務局へお伝えいただければと思います。それでは、以上を持ちまして、平成27年度第2回東村山市障害者自立支援協議会定例会を終了いたします。お疲れ様でした。